

死亡に伴う手続きについて

<役場で行う手続き>

球磨村役場 〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地
電話0966-32-1111 (代表)

口に✓	対象となる方	主な手続き	必要なもの	担当課・内線番号
該 当□(済□) 非該当□	20歳以上で 国民年金に加入か、国民年金を受給して いた方	国民年金の請求及び停止などの手続き ※申請の期限 死亡一時金の請求・・・2年以内 未支給年金の請求・・・5年以内 ※厚生年金等の手続きについては、 年金事務所等へのご案内となります。	年金証書・請求者の通帳・印鑑 ・請求者の個人番号がわかるもの	税務住民課 32-1113 住民保険係 ・内線226
該 当□(済□) 非該当□	国民健康保険に加入していた方	国民健康保険証の返却 国民健康保険葬祭費の請求 ※申請の期限：葬儀を行った日の翌日から 2年以内	国民健康保険証 喪主名義の口座番号のわかるもの・印鑑	
該 当□(済□) 非該当□	亡くなられた方が世帯主で、 同世帯に国保加入者がいる方	国民健康保険証の差し替え	国民健康保険証	
該 当□(済□) 非該当□	後期高齢者医療保険に加入していた方	後期高齢者医療保険証の返却 後期高齢者医療保険葬祭費の請求 ※申請の期限：葬儀を行った日の翌日から 2年以内 後期高齢者医療保険に関する高額療養費等の 給付金等の受領口座の届出	後期高齢者医療保険証 喪主名義の口座番号のわかるもの 亡くなった方の配偶者もしくは血縁関係のある遺族 の口座番号のわかるもの・印鑑	
該 当□(済□) 非該当□	犬を飼われていた方	犬の飼い主変更の手続き	犬の登録番号(鑑札番号)のわかるもの ※マイクロチップを装着している犬は、環境省の指 定登録機関のサイトにて、手続きをお願いします。	
該 当□(済□) 非該当□	原動機付自転車(125cc以下のもの) 農耕作業車等(球磨村ナンバー)の車両 を所有している方	名義変更または廃車の手続き ※4月1日が課税登録日となりますので、早めの手 続きをお願いします。 ※車両を村外に持ち出されている場合は、転出先の市 町村でも手続き可能です。	【廃車】 印鑑・標識(ナンバープレート) 【名義変更】 印鑑	税務住民課 32-1113 税務係 ・内線223
該 当□(済□) 非該当□	軽自動車(四輪) 小型二輪(250cc以上のもの) 軽二輪(126cc~250cc) を所有されている方	名義変更または廃車の手続き ※4月1日が課税登録日となりますので、早めの手続 きをお願いします。	【廃車】 印鑑・車検証・標識(ナンバープレート) 【名義変更】 印鑑・車検証 ※ディーラー等により所有権が保留してある場合 は、使用者と所有者両方の印鑑が必要になります。	人吉球磨自動車協 会 0966-22-2215
該 当□(済□) 非該当□	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けていた方	手帳の返却	手帳	保健福祉課 32-1112 ・内線251 ~254
該 当□(済□) 非該当□	特別障害者手当 障害児福祉手当 特別児童扶養手当 を受給している方	資格喪失届	相続される方の印鑑(認印) 相続される方の振込先口座がわかるもの	
該 当□(済□) 非該当□	児童手当支給対象児童の方	受給事由消滅または減額改定	受給者である方(保護者等)の印鑑(認印)	
該 当□(済□) 非該当□	児童手当を受給している方	受給事由消滅、未支払請求、認定請求	担当課へお問い合わせください	
該 当□(済□) 非該当□	児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失または額改定(減額)	受給者である方(保護者等)の印鑑(認印)、資格 喪失の場合は児童扶養手当証書	
該 当□(済□) 非該当□	児童扶養手当を受給している方	死亡届兼未払手当請求、新規認定請求	担当課へお問い合わせください	
該 当□(済□) 非該当□	65歳以上のすべての方	介護保険被保険者証の返却	介護保険被保険者証	
該 当□(済□) 非該当□	要介護認定を受けている方で 高額介護サービス費の対象の方	高額介護サービス費口座振替依頼書	相続される方の印鑑(認印) 相続される方の振込先口座がわかるもの	
該 当□(済□) 非該当□	緊急通報システムを利用していた方	保健福祉課 福祉係へ連絡	なし	
該 当□(済□) 非該当□	重度心身障害者医療費を受給している方	資格喪失届	相続される方の印鑑(認印) 相続される方の振込先口座がわかるもの	
該 当□(済□) 非該当□	農業者年金被保険者又は 農業者年金を受給している方	※手続きは、JAくま人吉支所で行います。 死亡届 死亡一時金請求又は未支給年金請求	※下記以外に他の書類も必要な場合がありますの で、JAくま人吉支所または農業委員会事務局まで ご相談ください。 ・亡くなった方の農業者年金被保険者証 ・亡くなった方の農業者年金証書 ※紛失の場合は、農業者年金証書紛失届を提出 ・亡くなった方と未支給年金請求者との続き柄を確 認できる戸籍謄本等及び、世帯全員の住民票の写し ・亡くなった方と請求者が別住所の場合は、生計同 一証明書(証明は、民生委員、区長等の第三者から 受けてください。) ・請求者となる方の預金通帳 ・請求者となる方の印鑑(認印)	(手続き) JAくま人吉支所 0966-28-3030 農業委員会事務局 ・内線307 ※問い合わせのみ
該 当□(済□) 非該当□	球磨村簡易水道使用料の名義人 になっていた方	使用者変更届 または、給水一時休止届、給水停止届 引き落とし口座変更	認印 新しい引き落とし先の口座がわかるもの・通帳届出 印(金融機関にて手続き)	建設課 32-1116 ・内線173
該 当□(済□) 非該当□	球磨村情報通信施設利用の方 (インターネット接続サービス)	名義変更:「球磨村情報通信施設加入変更届」の提出 脱 退:「球磨村情報通信施設脱退等届出書」の提 出 ※口座引落を希望の場合、変更手続きが必要	印鑑	総務課 管財係 32-1111 ・内線216
該 当□(済□) 非該当□	球磨村情報通信施設利用の方 (テレビジョン放送再送信サービス)			